

社会福祉法人野の草会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野の草会の役員及び評議員等の報酬等について定める。

(役 員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員等)

第3条 この規程において評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報 酬)

第4条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支給する。なお、役員が職員である場合には、報酬及び費用弁償は支給しない。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
報酬等の額	10,000 円	3,000 円

2 評議員等が評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支給する。なお、評議員等が職員である場合には、報酬及び費用弁償は支給しない。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
報酬等の額	10,000 円	3,000 円

3 職員でない役員及び評議員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(旅 費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人野の草会役職員の旅費に関する規程に基づき旅費等を支給することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	20,000 円	3,000 円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000 円	3,000 円	
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000 円	3,000 円	